

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 退職給与引当金の改正

**Q**: 当社は、退職給与規定に基づいて退職給与引当金を計上しています。退職給与引当金についても改正が行われているようですが、内容はどのようなものですか。

**A**: 累積限度額が40%から20%に引き下げられました。

### 【解説】

退職給与引当金は所定の退職給与規定を定めている会社が、その従業員の退職給与に充てるため、①発生基準、又は②累積限度額基準（一定の場合には③給与基準）のうち最も少ない金額を引当金勘定に繰り入れたときは、その繰入額の損金算入が認められるものです。

今回の改正では、上記②の累積限度額基準について見直しが行われ、累積限度額が期末要支給額の40%から20%へと引き下げられました。この改正は平成10年4月1日以後開始事業年度から適用されますが、5年間にわたって徐々に引き下げるよう次の経過措置が設けられています。

10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
37%	33%	30%	27%	23%

今回の改正をきっかけに、適格退職年金制度や中小企業退職金共済制度等への全面移行、又は、引当金勘定とこれらの制度の併用などを含めて、自社の退職金制度を見直すのよい機会ではないでしょうか。

